

# 山梨県公報

第二百三十八号

令和三年

十一月十五日

月 曜 日

## 目次

### 公 告

- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………五六七  
○開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について……………五六七  
○その他
- 漁業法による水産動植物の取扱いの指示(二件)……………五六七

## 公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により山梨市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年十一月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ツルハドラッグ山梨正徳寺店 山梨県山梨市正徳寺字若宮千二百八十七番一外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和三年六月二十八日
- 四 意見の概要 騒音対策の実施
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和三年十二月十五日まで

● 開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の許可に係る次の開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和三年十一月十五日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南巨摩郡身延町下山字川除下九五二五番五のの一部、九六六八番のの一部、九六七八番のの一部、九六八〇番のの一部、九六八一番のの一部、九六八三番のの一部、九六八五番のの一部及び九六八七番のの一部、道の区域
  - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南巨摩郡身延町切石三五〇番 身延町長 望月幹也

## そ の 他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号  
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十條第一項及び第七十一條第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、山梨県内のコイ(マガイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の取扱いを次のとおり指示する。

令和三年十一月十五日

山梨県内水面漁場管理委員会  
会 長 宮 崎 淳 一

- 一 指示の内容
  - 1 放流の制限 山梨県内において、コイの放流(再放流を除く。)をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。
  - 2 持出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
    - (一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合
    - (二) 採捕したコイのエラを除去した場合
    - (三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の

流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和三年十一月十七日から令和四年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項及び第七十一條第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和三年十一月十五日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、ブラウントラウト（卵を含む。以下同じ。）を移植してはならない。ただし、ブラウントラウトについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて移植する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供するために移植する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和三年十一月十七日から令和五年十一月十六日まで